

ロッカー型クラウドサービスと 著作権等について

“著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会”
提出資料

2014年8月7日

株式会社ニワンゴ
杉本誠司

■ 総論

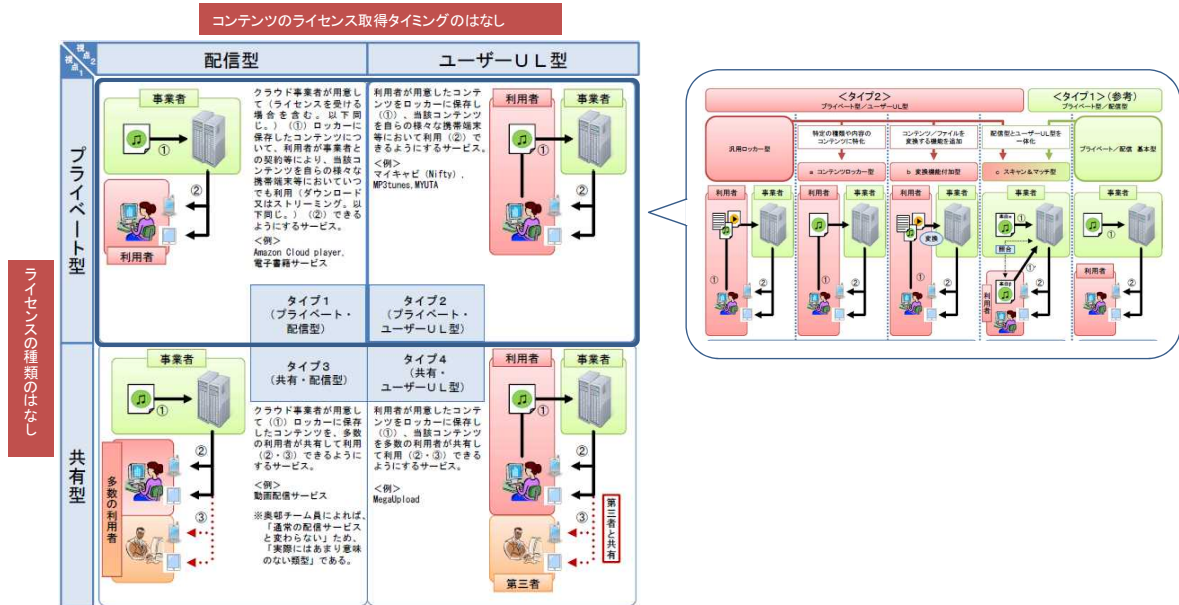
以下の項目について論定整理を行い、議論を進めたい

【コンテンツ利用サービスであることの定義(目的)をもって】

- ・ロッカー型クラウドサービスにおける手段と目的
- ・私的複製(私的利用)と公衆複製(公衆・共有使用)
- ・サービス(ビジネス)としての成立するための要素
- ・権利者への適切な対価の還元について

ニコニコ動画の運営事業者として、多くの権利者との対話をもって
著作物の適正利用・流通を目指した経験則より、
本件議論についてのコメントを述べさせていただきます。

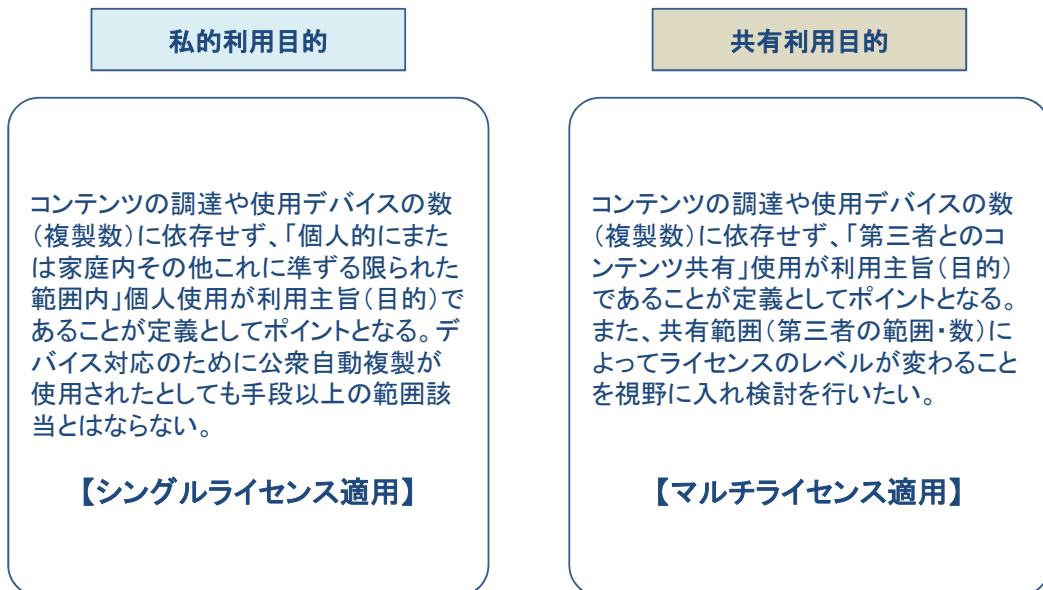
■ (ロッカー型)クラウドサービスにおける手段と目的



※文化庁資料より抜粋

上記分類は、利用者（ユーザー）のコンテンツ利用目的に沿った事業者の機能提供（サービス）手段群である。利用者自身が著作権を有しないコンテンツについては、権利者からプライベート型か共有型のいずれかのライセンスを受けて利用目的を遂げる。すべては契約関係にて成立することで、法制度の解釈は論点とならない。

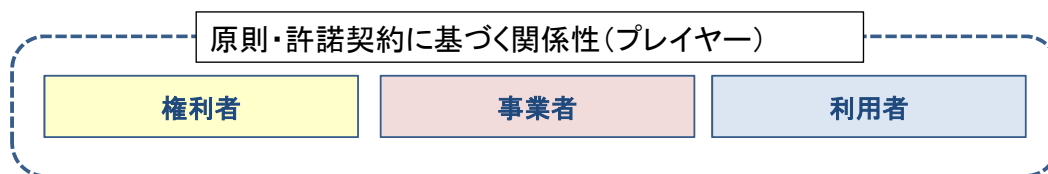
■ 私的複製（私的利用）と公衆複製（公衆・共有使用）



権利者は利用者（ユーザー）と利用範囲を明確にしたライセンス契約を締結する。事業者はライセンスに応じた機能提供をエンドユーザーに対して実行する環境を提供する。便宜上、ライセンス以上の機能（権利行使）が使えたとしても、契約上の目的外使用となり、制限対象となる。ライセンスの明示、契約関係が優先される。

■ サービス(ビジネス)としての成立するための要素

【目的(サービス)に応じた契約環境を双方で提供】



- ・無許諾無償での機能提供(事業者)は、プレイヤーから除外される
- ・許諾範囲の想定を越えた場合の対応(例外処理)はオプトアウト
- ・利用促進をベースに(サービス・ビジネス)モデルを構築

過渡期だからこそ、積極的にビジネスの拡大を狙った施策検討をおこなう
(コンテンツサービス/ビジネスの変革・構造改革)

権利者と事業者は常に一体化(対話をおこない)しながら、双方にとって利益追求できる環境の構築をもって、効率的な機能サービスとコンテンツの提供をおこない、サービスの利用促進を図る。円滑なモデル運営に必要な機能・機構の構築。

■ 権利者への適切な対価の還元について

(先述論点より見出される前提条件)

原則・許諾契約に基づくライセンス運用モデルが実現
ビジネスの健全化

適切な対価の還元はビジネスモデルによって担保される

権利者

(将来を見据えた補償金等の考え方)

権利者(クリエイター)の育成と創作拡大にむけた
支援基金として設立(再構築)
(グローバルコンテンツ市場への影響力強化)

権利者等

事業者等

利用者等

上記のような、構造における権利者(クリエイター)に対する支援環境の強化、
しいては国際競争力をもった担い手の育成(クールジャパン)戦略の実践。

■ 結論

本件の議論において、なによりも最優先すべきは、コンテンツ市場を極大的に活性化し、当該関係者(権利者、事業者、利用者)各々の視点において利益と幸福を将来に渡って追求できるサービスあるいはビジネスモデルの設計・構築です。それらが具体的な姿となったならば、それは究極的にマーケットの進むべき目的となり、その目的をより効果的に成立・達成するために、ルール(規則)は改めて考察・整備されるべきものと考えます。
